【新築・増築を計画する方への重要なお知らせ】

緑化地域制度の概要

住居系用途地域において建築敷地面積 500 ㎡以上の 建築物の新築や増築を行う場合に、 敷地面積の 10%以上の緑化が義務付けられます。



横浜市環境創造局令和2年1月29日改訂

1 緑化地域制度とは

緑化地域制度とは、都市緑地法において平成16年に創設された制度です。

良好な都市環境の形成のために、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある 区域を緑化地域として都市計画に定め、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行 う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるもの(緑化率規制)です。

これまで横浜市は、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により建築物等の緑化協議を行っていますが、平成21年4月3日から新たに緑化地域制度を施行しました。

2 緑化地域制度の内容

(1) 緑化地域が指定される地域

住居系用途地域全域が緑化地域に指定されています。

(平成21年4月3日告示)

住居系用途地域全域※

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1 種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

図 緑化地域の指定地域



※ 緑化地域については横浜市 WEB 上の i ーマッピー(まちづくり地図情報)で ご覧いただけます。

(iーマッピーホームページ:http://wwwm.city.yokohama.lg.jp/)

(2) 対象となる建築物

新築又は<u>増築</u>(増築後の床面積の合計が緑化地域の告示日における床面積の合計の 1.2 倍を超えるもの) する建築物が対象です。

(3) 対象となる敷地面積

建築敷地面積が500㎡以上の建築 物が対象です。



(4) 必要な緑化率 (緑化率の最低限度)

敷地面積の10%以上の緑化が必要です。

- 上記(1)(2)(3)のすべてが当てはまる場合が規制の対象です。
- 都市計画は変更される場合がありますので、i-マッピー等で最新の状況を確認してください。

3 既存制度との関係

- 市内全域において、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき緑化の協議が必要です。建築敷地面積 1,000 ㎡以上の工場等の基準緑化率は 15%です。
- 緑化地域内では、緑化地域の手続きを行うことで上記条例に基づく緑化協議の書類手続きを省略できる場合があります。(協議自体は省略できません)
- 工場等の定義や緑化協議の書類手続きの省略など、詳しくはお問い合わせください。(横浜市環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当 電話: 045-671-3946)

4 建築基準法との関係

緑化率の最低限度に関する規定は「建築基準関係規定」とみなされます。

(都市緑地法第41条)

- <u>建築確認申請時</u>に、横浜市長が交付する<u>「緑化施設適合証明通知書」等の添付が</u> 必要となります。
- 建築物の完了検査時までに、「緑化施設適合証明通知書」等に記載されている緑化施設の設置を完了してください。記載どおりに設置されていない場合には、検査済証が交付されません。

コラム

■横浜の気候になじむ、おすすめの植栽

横浜の気候風土に沿った植栽計画をご検討ください。

	名前	常緑/落葉	特徴
	シマトネリコ	常緑(時に落葉)	常緑樹のなかでは柔らかな印象。成長は早いが、強い剪定にも耐える。
	ソヨゴ	常緑	つやのある葉と雌株につく小さな赤い実が特徴。成長は遅め。腐植土を好む。
樹木	エゴノキ	落葉	下垂して花が咲く。和風にも洋風にもあう。病害虫は少ない。腐植土を好む。
	モクレン類	種類による	花が美しく、多くの種類がある。病害虫は少なめ。強い剪定にも耐える。
	オリーブ類	常緑	シルバーがかった葉が美しく、成長とともに風格を増す。剪定に耐える。
	カロライナジャスミン	常緑	明るく鮮やかな黄色い花。上方伸長が強いので低く横に誘引すると良い。
つる	テイカカズラ	常緑	在来のつる植物。適宜剪定すると端正で美しい被覆となる。白い花をつける。
植物	スイカズラ属	種類による	ツキヌキニンドウなど多くの種類がある。ツルが細いため扱いやすい。
	ハゴロモジャスミン	常緑	香りの良い小さな花を多くつける。暖かい場所を好む。
	アガパンサス	常緑	適応する環境が幅広く、鮮やかな青い花が咲く。白花の品種等もある。
多年草	宿根サルビア	種類による	ガラニチカ、レウカンサなど、大きく育ち花が美しい種類・品種も多い。
タサギ	フイリヤブラン	常緑	丈夫で薄紫色の美しい花をつけ、半日陰を好む。
	ツワブキ	常緑	耐潮性に富み、陽地から日陰地まで生育が可能。黄色い花をつける。

5 緑化率の算出基準

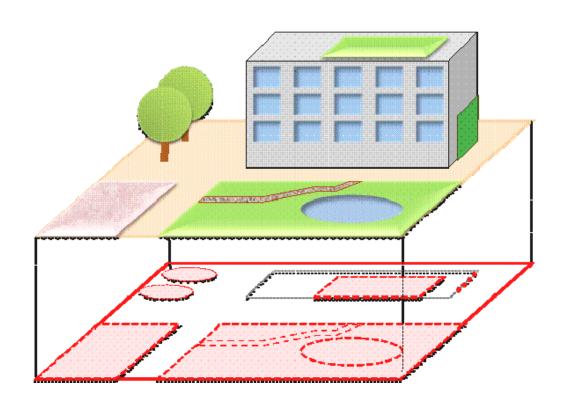
緑化率は都市緑地法施行規則に基づく基準により算出されます。緑化率の最低限度を満たすための緑化面積は、樹木や芝などで覆われている部分(緑化施設)の面積等から算出されます。建築物の屋上や壁面などの緑化や既存の樹木なども緑化面積に含めることができます。

● 緑化率の算出の仕方

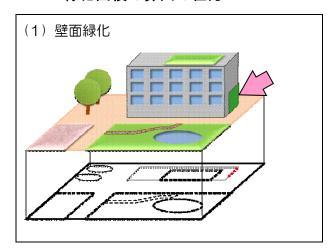
緑化施設の面積(緑化面積)の敷地面積に対する割合が、緑化率の最低限度以上であること。

● 緑化面積に算出できる緑化施設

壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等、園路等が緑化面積に算出できる緑化施設です。



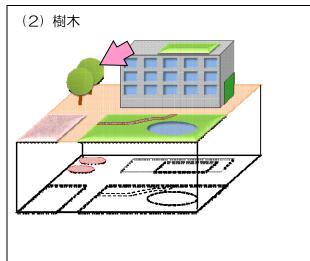
● 緑化面積の算出の仕方



建築物の外壁に整備された緑化施設のことです。

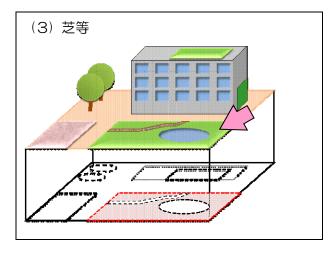
平成30年4月1日から算出方法が変わりました。緑化施設が整備された建築物の外壁の鉛 直投影面積を算出できます。

誘引施設、苗の数、かん水の確保等の基準を 満たした場合に算出できます。



樹木は次のいずれかの方法により算出する ことができます。

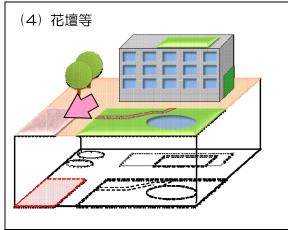
- 樹冠の水平投影面積
- ・樹木の高さに応じた円(みなし樹冠)の水平 投影面積
- ・樹木が生育するための土壌等で表面が覆われていて、かつ、樹木が一定の植栽密度以上で植栽されている部分(樹木植栽地)の水平投影面積です。なお、算定可能な最低幅は、30センチメートルです。



しゅん工時に、芝等で覆われている部分の水 平投影面積を芝等の面積として算出すること ができます。

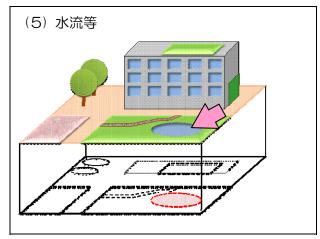
地面や藤棚などを面的に覆う多年生の植物が対象です。

屋外において1、2年で枯死する植物と季節により地上部がなくなる植物は芝等として算出することはできません。

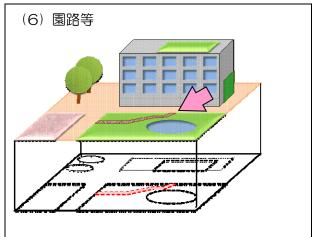


しゅん工時に、草花等が生育するための土壌 等で表面が覆われていて、かつ、草花等が1㎡ あたり10株以上植栽されている部分の水平 投影面積を花壇等の面積として算出すること ができます。

種子の状態など、しゅん工時に目視による確認が困難な場合は算出することはできません。

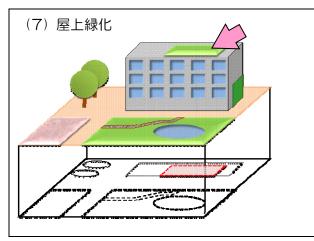


護岸や底面に石や土などの自然素材や植物が用いられ、常時表面が水面に覆われていて、かつ、水平投影面の外周の2分の1以上が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に接しているものの水平投影面積を水流等の面積として算出することができます。



壁面緑化、樹木、芝等、花壇等又は水流等の緑化施設に付随して設置する園路、土留、その他の施設のうち、水平投影面の外周の2分の1以上が壁面緑化、樹木、芝等、花壇等又は水流等の緑化施設に接しているものの水平投影面積を園路等として算出することができます。

ただし壁面緑化、樹木、芝等、花壇等又は水 流等の緑化施設の面積の合計の4分の1を超 えて園路等として算出することはできません。



建築物の屋上、バルコニー、ベランダに設置 した緑化施設は、建築物の空地に緑化施設を設 置する場合と同様に、壁面緑化、樹木、芝等、 花壇等、水流等又は園路等として算出すること ができます。管理等のために容易に出入り可能 とするほか、手すり柵、フェンス、かん水設備 などの必要な施設を設けてください。

● 緑化施設の算出についての主な共通事項

- (1)緑化施設は敷地内に整備されたもののみ算出できます。
- (2)緑化施設の直上部に庇や階段などの工作物(建築物を含む)がある部分は算出することができません。
- (3)複数の緑化施設を重複して面積を算出することはできません。また、一つの緑化施設の面積を複数回算出することもできません。
- (4) 固定されていない栽培容器を使用したものは算出できません。
- (5) 算出できる樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。その他の緑化施設は10センチメートルです。
- ※緑化施設の算出について、詳しくは「緑化地域制度の手引」をご覧ください。 (「緑化地域制度の手引」は横浜市環境創造局のホームページからダウンロードできます。)

6 緑化施設の整備方法

緑化施設の整備にあたっては次の整備方法を満たすよう計画してください。整備方法が不適切な 場合は通知書を交付できない恐れがありますので、十分ご注意ください。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心として、全体が調和よくなるよう、緑化施設を配置してください。著しく片寄らせて樹木を植えることの無いように計画してください。
- (2) 周辺から緑が実感できるよう、緑化施設は沿道部を中心に公開性や視認性に配慮して計画してください。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により計画してください。芝等のみ、低木のみとならないよう、バランスよく計画してください。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮してください。枯死することが明らかであったり、将来的に撤去されたりするようなことが無いように計画してください。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討してください。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石、化粧ブロック、フェンス等の構造物を 設けてください。特に店舗や集合住宅などは自転車や歩行者に踏まれたりすることが無いよう、縁 石等を積極的に利用して計画してください。
- (7) 車路及び駐車スペース等の緑化は維持が困難なことから適切ではありません。
- (8) 屋上に緑化施設を整備する場合は、管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けてください。安全帯等を使用しなくても管理できるように計画してください。
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定 や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。
- (10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下としてください。
- (11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については10センチメートル以上確保してください。緑化ブロック等の資材を利用した場合においても緑化施設の最低幅を確保してください。
- (12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ(概ね樹高2.5m以上のものは1.5m以上、樹高2.5m 未満1m以上のものは1m以上、樹高1m未満のものは0.7m以上)の土壌又はこれらに相当する 厚さの土壌に類する資材を確保してください。
- (13) 植栽時に樹高が1m以上の樹木については、支柱等を適切に設けてください。

7 緑化率適合証明の手続

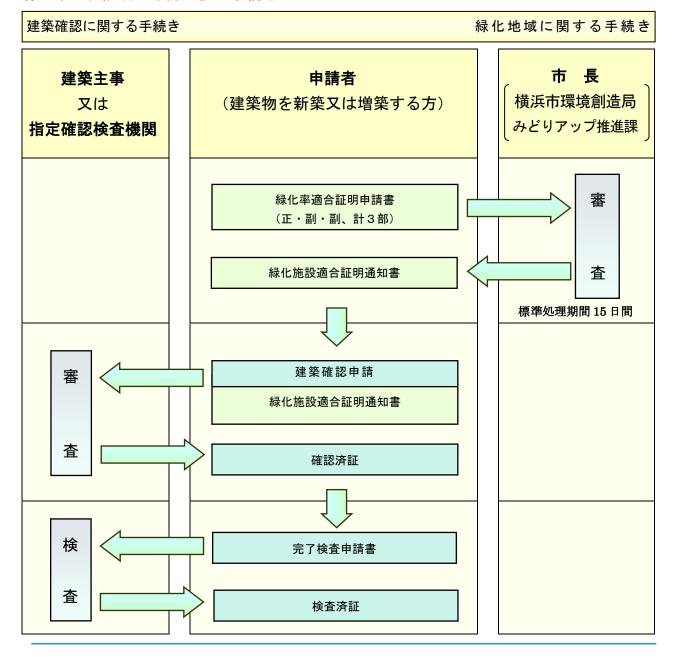
緑化地域に関する緑化率規制が適用される建築物の新築又は増築を行う際には、<u>建築</u> 確認申請を行う前に緑化施設の適合に関する手続きが必要となります。

緑化率適合証明申請の標準処理期間は 15 日間です。申請書類の補正等(修正や差替え)がある場合、標準処理期間に加え、審査時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請してください。

また、緑化率の証明等に関する取りやめ届出後、再度、緑化率適合証明申請を行う場合についても、標準処理期間は 15 日間です。

● 緑化率適合証明の申請窓口 環境創造局みどりアップ推進課 公園緑化協議担当 電話 045-671-3946 ※申請・お問い合わせは午前中にお願いします。

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



8 申請時の必要書類及び作成時の注意点

- ※確認申請または計画通知の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。
- ※各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角 スケール等で確認してください。
- ※申請に必要な様式は、横浜市環境創造局緑化地域制度のホームページからダウンロードできます。
 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokuka/download.html)

書類の名称			注意点
緑化率適合証明申請書	申	請者は建築主となります。	
(細則第21号様式)	1	建築物の名称、地名地番	対象となる建築物が特定できるように記載してくだ
			さい。
		敷地面積	小数第2位まで記載してください。
	2	建築物の工事種別	新築又は増築の欄にチェックしてください。
	3	概要及び規模、配置	添付書類に記載した内容どおりの場合は、「別紙のと
			おり」と記載してください。
		種別	整備する緑化施設の種別欄にチェックしてくださ
			<i>\\</i> }
	4	緑化施設の面積	緑化施設の合計面積を小数第2位まで(第3位以下
			切捨て記載してください。
		緑化率	当該建築物の緑化率(緑化施設の面積/敷地面積)
			を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してくだ
		当該敷地に適用される緑	さい。 当
		一	根拠となる条項についても記載してください。
	5	建築着工予定年月日	実際に建築物の基礎工事等を開始する予定日を記載
		是未自工了 <u>化</u> 十八日	してください。
	6		 既に緑化率の適用除外に関する許可を受けている場
		37211	合に記載してください。
委任状	代	理人が手続をする場合に添付	けしてください。様式は定めていません。申請者本
	人	の署名又は記名・捺印、(必	要に応じて代理人の印、)委任事項(例:緑化地域
	制	度の申請に関する一切の手続	き)を記載してください。
付近見取図	建	築物が特定できるよう、目的]となる施設名称等及び地名地番を記載してくださ
	い	0	
配置図	建	築物、建築物以外の工作物、	緑化施設ごとの面積、範囲及び寸法、植栽内容(植
	物	の種類、規格、数量)を記載	ばしてください。屋根やバルコニー等の張り出しが
	あ	る場合は、その範囲を記載し	してください。壁面緑化を行う場合は、対象として
	い	る建築物の外壁を朱線で明示	えいてください。

(次ページに続きます)

構造詳細図	壁面及び屋上に緑化を行った部分の建築物の立・断面図、緑化施設の断面図及び 構造図等を記載してください。
敷地求積図	敷地面積を小数第2位まで記載してください。
緑化施設求積図	 ・CAD求積による場合は、「CAD求積」など求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。 ・三斜法等による場合は求積表を明示してください。 ・緑化施設ごとの面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)算出してください。 ・緑化施設の面積から控除する雨水・汚水桝、看板の基礎等がある場合は、緑化施設ごとに控除物の位置、規格、数量及び面積等を明示してください。 ・壁面緑化については鉛直投影の求積図を作成してください。 ・既存の緑化施設を算出対象とする場合は、航空写真や状況が確認できる写真を添付してください。また、写真の位置図も添付してください。
面積算出表	必要事項を入力し作成してください。
(緑化地域用)	書ききれない場合は内訳表を作成する等によって対応してください。 算出表は横浜市のホームページからダウンロードできます。
都市緑地法	第36条の規定の適用を受ける場合は、次の書類を添付してください。
認定通知書	建築基準法第86条又は第86条の2の認定を受け、市長印が押印されたものの写
(建築基準法施行規則	しを添付してください。
第10条の16による第	
62号様式 写し)	
認定申請図書の副本の	建築基準法第86条又は第86条の2の認定申請図書の副本の敷地面積等が確認で
敷地面積等が確認できる図面(写し)	きる図面の写しを添付してください。

9 様式

● 緑化率適合証明申請書の様式(緑化地域)

	緑化率適合証明申請書	
	林七千旭日瓜为平明百	E H
(申請先) 横浜市長		年 月
	申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称・ 電 話	⑪ 代表者の氏名)
いることを証する書	則第29条の規定に基づき、都市緑地法第35条又は第 面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。 付図書の記載事項は、事実に相違ありません。	第36条の規定に適合し
1 緑化施設を整備で	る建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称		
地名地番	区	
敷地面積	平方メートル	
2 建築物の工事種別	Ű	
□新築 □増築	(都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床	面積の合計の割合 %
3 緑化施設の概要、	規模、種別及び配置	
概要及び規模	別紙のとおり	
種別	□壁面緑化 □樹木 □芝等 □花壇等 □水流等 □園路等	
配置	配置図のとおり	
4 緑化施設の面積及	及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	The second of the second
緑化施設の面積		平方メート
	段の面積の敷地面積に対する割合 (緑化率)	%
	される緑化率の最低限度	%
根拠 法第 359)
5 建築着工予定年月 年	(A) (A)	
	月 日 トに関する許可条件	
年	月日	
7 備考		
□一団地認定・連担発	设計制度(□容積緩和 □高さ緩和)	
□横浜市市街地環境記		型以外)
□横浜市市街地環境記	トの用途地域を含有(□商業・近隣商業地域、□左記	已以外)

● 面積算出表(緑化地域用)

	化施設 正		mî			緑化	地域の	面秸			m²	l		
71,7	也與特		ш	l		198 10	163807	四有	T		Ш	l		
①壁面 緑化	壁面緑化の種別 面積(㎡)		Ą	壁面緑化	の種別	ごとの内	訳は「壁	面緑化	面積算出	内訳表	」のとおり	Ŋ		1
NA IC	1207.07													
	置所 面積(m)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(1
②樹冠	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	/]
	面積(m)													(
③みなし	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	/]
樹冠	面積(m)													(
	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(
	找地の面積(m)													
樹木植物数地	4m以上(T ₁) 2.5m以上4m未満(T ₂)													
裁 本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)													
地	0.4 m以上1m未潢(T。) 度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₂ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				- 53										_
4 植栽	箇所 战地の面積(㎡)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(2
樹本植	4m以上(T ₁)			-										
樹木植物														
栽本樹	1m以上2.5m未満(T ₃) 0.4 m以上1m未満(T ₄)													H
	度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₂ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	箇所	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	//
	战地の面積(m)													
樹 本植 数栽	4m以上(T ₁)													
植る地	2.5m以上4m未満(T ₂) 1m以上2.5m未満(T ₃)									-				L
樹木植栽地樹木	0.4 m以上1m未滿(T。)													
100000	度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(
C+#	面積(m³)	,,,,		1.57	.,,,	147	1.47	1.7	177	,,,,	1. 7/		1.57	
⑤芝等	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	/]
12 170	面積(㎡)													
⑥花壇 等	箇所 面積(㎡)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	/]
1330	San													
⑦水流 等	箇所 面積(㎡)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	/
			s :	a .)				8				
8 園路 等	箇所 商籍(㎡)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	/]
可	面積(㎡)													
緑化施	緑化施設	①壁面 緑化	②樹冠	③ みな し 樹冠	④樹木 植栽地	⑤芝等	⑥花壇 等	⑦水流 等	8園路 等	合計(((B)			
設全体	面積(㎡)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	00			
緑化放	施設の積		mî		緑化率		%		緑化最低	率の		%		

● 壁面緑化面積算出内訳表(壁面緑化を計画する際に添付してください。)

壁面緑化面積算出内訳表

H30.4.1版

	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
壁面緑化	面積(㎡)													
ア	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m)				J(2.)				00000					0.00

	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
壁面緑化	面積(m)													
1	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m)													0.00

	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
壁面緑化	面積(m²)					14000				1995			1/2-44-70	
ゥ	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m)													0.00

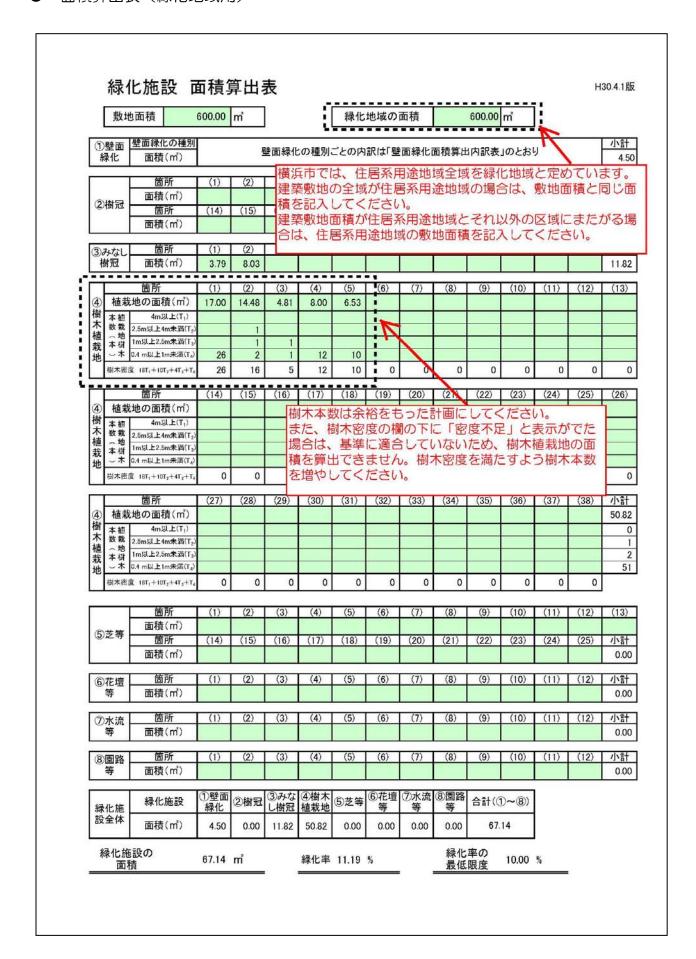
壁面緑化面積 0.00 m^{*}

10 申請書等の記入例

● 緑化率適合証明申請書の記入例(緑化地域)

禄化率適合証明申請書	令和○○ 年 ○月 ○日
/	,
▶ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	,
申請者 住 所 横浜市中 氏 名 横浜 湖	
■ 氏名 横浜 湯	区〇〇町〇丁目〇番地
(法人の場合け	ー 名称・代表者の氏名)
電話〇〇〇一	000-0000
29条の規定に基づき、都市緑地法第35	条又は第36条の規定に適合して
交付を受けたいので、次のとおり申請し 書の記載事項は、事実に相違ありません	ます。
単築物の敷地の位置及び面積	
ヨコハマハイツ第一	建築確認申請または の書類に記載する事項
中区 〇町 〇〇〇〇 🗲	ATTUALITY F
	を記載してください。
000.00	
打計画生云日の庄面積の合計に対する増築	後の床面積の合計の割合 %)
	(2000年度の日間の日間の1日 707
■壁面緑化 ■樹木 □芝等	
□花壇等 □水流等 □園路等	
	V 41A
基築物の緑化施設の面積の敷地面積に対った。	
(体の最小に対)・サナッタ(人 (何ルカ)	67.14 平方メートル 11.19 %
建築動地が住居	系用途地域とそれ以外の区域は
またかる場合は、	、「第4項」と記載します。
7設計制度	該当する」
	る場合は
全地域を今有(□商業・近隣商業地域	口左記以外 してくださ
途地域を含有(□商業・近隣商業地域、	□左記以外) してくだる
	交付を受けたいので、次のとおり申請し書の記載事項は、事実に相違ありません 葉物の敷地の位置及び面積 ヨコハマハイツ第一 中 区 〇町 〇〇〇〇 「 600.00 平方メートル 「 600.00 平方 「 600.00 下

■ 面積算出表(緑化地域用)



● 壁面緑化面積算出内訳表

(壁面緑化を計画する際に添付してください。)

壁面緑化面積算出内訳表

H30.4.1版

	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
壁面緑化	面積(m³)	4.50												
ア	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m²)													4.50

	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
壁面緑化	面積(m)													
1	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m))													0.00

	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
壁面緑化	面積(m)													
ゥ	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
l [面積(m)					2,22,0	22.50		***************************************					0.00

壁面緑化面積 4.50 m

横浜市 環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当 電話:045-671-3946 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokuka/

令和2年1月改訂